

ナゴヤ文化芸術活動緊急支援事業助成金
「ナゴヤ・アーティスト・エイド」
募集案内

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、文化芸術活動を自粛・縮小せざるを得ない状況に置かれているプロのアーティストやスタッフ等を支援するとともに、ウェブ上での映像作品を通じた活動の機会を設けることで、本市の文化芸術の灯を守り抜き、市民が在宅でも文化芸術を享受する機会を提供するものです。

2. 事業の概要

文化芸術活動に携わるプロのアーティスト等から、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ制作した映像作品を募集し、ウェブ上で配信します。作品を制作したアーティストやスタッフ等に対しては一人当たり10万円の助成金をお支払いします。

3. 募集人数

上限900人

4. 募集期間

令和2年5月25日（月）～6月15日（月） 期間中随時受付

※募集人数に達した段階で、募集を中止する場合があります。

5. 申請者の資格

(1) 申請者の資格

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、活動を自粛・縮小せざるを得ないプロのアーティスト、スタッフ等で、以下の要件を全て満たす個人またはグループ

(2) 対象者の要件

次の各号に掲げる要件を全て満たしていること

ア 名古屋市内に居住していること又は名古屋市を主な活動拠点にしていること（自身に関わる文化芸術活動の過半が市内で行われていること）

イ プロフェッショナル（文化芸術活動により対価を得ており、主にその収入で生計を維持している者で、公演・展示等を行う者及び当該公演・展示等に携わっている者）として、過去1年以上継続して文化芸術活動を行っていること

(3) 対象となる分野

音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能等（分野横断的な取り組みも含まれます）
※文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野

(4) 対象となる職種・職業例

音楽家、舞踊・舞踏家、伝統芸能実演家、落語家、彫刻家、脚本家、デザイナー、制作スタッフ、照明・音響・映像等技術スタッフ、美術家、演出家、カメラマン、コーディネーター、キュレーター、その他文化芸術活動に関わるプロフェッショナル

(5) 申請の資格がない団体・個人

- ア 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- イ 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者

6. 対象となる作品

文化芸術活動にプロフェッショナルとして携わっている方々による作品であることが前提となります。またグループの場合は全員が申請者の資格の要件を満たす必要があります。

- (1) 個人又はグループが制作するものであること。
- (2) 新たに制作する未発表の映像作品であること（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、映像作品上も、いわゆる3密を避けたものとする）。ただし、既存作品の場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により未発表となったものであること
- (3) 5分～15分程度を目安とする映像作品であること。（3分以上、30分以内とする）
- (4) 撮影機材は問わない。

【参考：映像作品のイメージ】

文化芸術活動の発信

- ・パフォーマンス全般（音楽演奏、演劇、合唱、ダンスなど）
- ・自身の作品についての紹介、解説
- ・美術などのライブ制作
- ・ドキュメンタリー等の短編映像

子ども向け作品

- ・専門分野を分かりやすく解説

自身の活動全般について

- ・今後計画している公演、展示等の準備風景
- ・普段の練習等についての紹介

・使用している機材や楽器等のプロの目線による解説

※映像作品のイメージは、あくまで例ですので、上記の内容に縛られることなく、自由な発想で企画してください。

7. 対象とならない作品

- (1) 名古屋市及び公益財団法人名古屋市文化振興事業団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されているもの又は支給を予定されているもの
- (2) 応募者以外の作品を無断で利用するなど、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (3) 特定の企業名等の宣伝・広報を主な目的とするもの
- (4) 展示物、制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- (5) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (6) 寄付やその勧誘を主な目的とするもの
- (7) 宗教的または政治的な宣伝・主張が含まれるもの
- (8) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ、応募者・関係者名を偽った応募など公序良俗に反するもの
- (9) 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの

※著作権等権利関係については、応募者でご対応いただきます。

なお、映像作品の配信は動画共有サービス「YouTube」を利用します。YouTubeでは、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）とJASRAC管理楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結しています。詳細については、YouTubeにご確認ください。

8. 応募概要

最初に自由な発想による映像作品の企画書（企画概要 400 字以内）を応募いただきます。審査を経て採択された企画に基づいて作品を制作していただき、完成した作品をウェブ上で配信します。なお、本事業への応募に当たっては、本募集案内及び交付要綱をお読みいただき、ご同意いただいた上でご応募ください。

9. 企画応募

(1) 提出書類

次のものを全てそろえ、期日までに提出してください。

- ア 申請書一式（指定の様式）
 - ・助成金交付申請書（第1号様式）
 - ・企画書（第2号様式）

イ 申請者に関する資料（任意の様式）

・活動実績を示す資料

申請書に記載した活動実績の中で過去1年間に関する契約書、領収書、チラシなど
※過去1年間の活動に関する資料の内、提出できる範囲でかまいません。

(2) 提出方法

郵送又はメール ※メールの場合は、書類をPDFにして送付してください。

(3) その他

ア 一人1件までの応募としてください。

イ グループとして応募する場合は、代表者を一人決め、その代表者が企画書を作成した上、提出書類を取りまとめて提出してください。ただし、助成金交付申請書についてはグループ全員分（最大5名まで）の提出が必要となります。

※例：3名の場合は企画書1通、申請書3通、活動実績を示す資料3セット

10. 審査及び通知

(1) 企画審査

応募のあった企画については、外部の有識者も加わり、本募集案内、応募規約及び交付要綱に基づく要件を満たしているかについて審査を行います。審査にあたり内容の確認のためにお問い合わせをさせていただく場合がありますのでご承知ください。

(2) 審査結果

全ての応募者に対して書面及びメールにて通知いたします。

なお、審査内容についてはお問い合わせいただいてもお答えすることができません。

11. 採択された企画の映像作品制作

(1) 提出方法等

ア 提出方法

メールにて個別にお知らせいたします。

イ 提出期限

審査結果受取後1か月以内に、映像作品を提出していただきます。

(2) 映像作品制作上の注意点

ア 制作に取り組む際には、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。

イ 映像作品の配信はYouTubeのサービスを利用します。下記のファイル形式にてご準備ください。

「.MOV」「.MPEG4」「.MP4」「.AVI」「.WMV」「.MPEGPS」「.FLV」「3GPP」「WebM」

ウ 本事業のプロジェクト名（「ナゴヤ・アーティスト・エイド」）を動画の中のどこかで表現していただくようお願いします。

(3) 企画内容の変更及び中止

やむを得ない事情により、企画応募時から内容やグループ構成員を変更する場合や企画を中止する場合などは、速やかに事務局まで報告してください。

1 3. 映像作品の審査及び配信

映像作品の提出後、助成金の交付可否について審査を行った後、交付対象作品を専用サイトで配信します。ただし、本募集案内、応募規約及び交付要綱に違反する事項が確認された場合など、助成金の交付対象とならない場合は、専用サイト上での配信も行いません。

1 4. 助成金の交付

(1) 手続き

映像作品の審査後、交付請求書等を提出していただきます。

※手続きに必要な書類は、映像作品の審査結果を郵送する際に同封いたします。

(2) 金額

一人当たり10万円

(3) 上限

50万円(5名分) ※5名以上のグループで応募の場合、50万円の助成金となります。

(4) 支払い方法

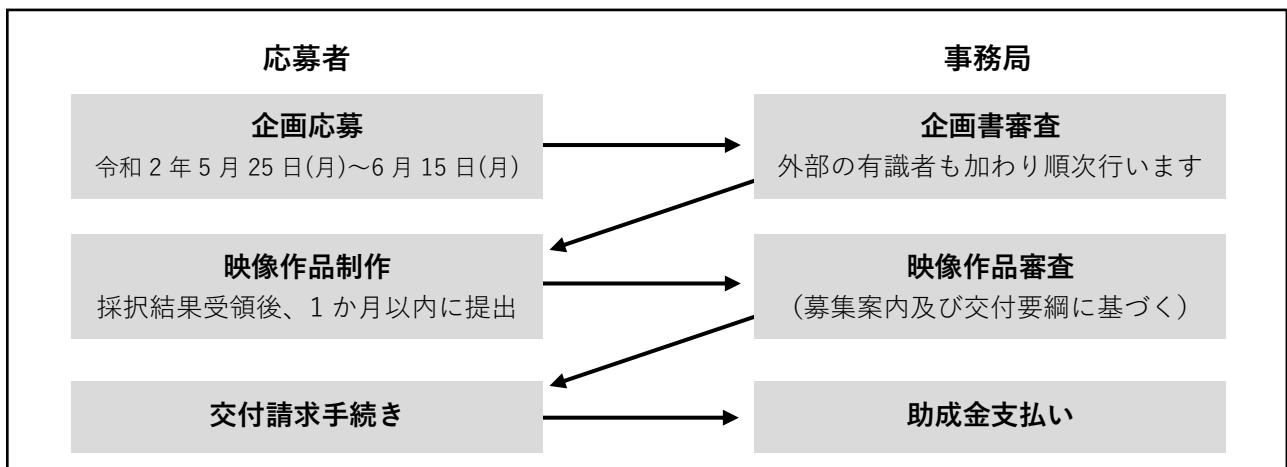
交付請求書等を受領後、各人の口座に速やかにお支払いします。

※5名以上のグループの場合は、請求書に記載された5名の口座にお支払いします。

1 5. 申請書類ダウンロード先

名古屋市ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000128925.html>

参考：応募から支払いまでの主な流れ



ナゴヤ文化芸術活動緊急支援事業助成金 応募規約

本事業の応募に当たっては、交付要綱、募集案内及び本応募規約をお読みいただき、ご同意いただいた上でご応募ください。

1 動画作品の権利、使用取扱い

- (1) 応募作品の著作権は、全て応募者に帰属します。ただし、名古屋市は、本事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、採択映像を無償かつ通知を要せず無期限に利用できるものとし、なお、名古屋市の利用に当たり、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (2) 映像作品には、配信環境などの技術的制約により、解像度その他に補正が加えられる場合があります。
- (3) 配信された作品の制作者の名称等の情報は、名古屋市において、本事業の広報等において利用させていただく場合があります。

2 個人情報の取り扱い

助成金交付申請書及び企画書に記載され、名古屋市及び事業運営を担う委託事業者により取得された個人情報は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年4月1日名古屋市条例第26号）の規定及び名古屋市情報あんしん条例（平成16年3月31日名古屋市条例第41号）の規定に従って、適正に管理いたします。

ただし、本事業の実施及びその事後評価等のため、名古屋市及び外部有識者に、取得した個人情報を提供することがあります。

また本事業のアンケートや名古屋市の事業のご連絡をさせていただく場合があります。

3 その他

- (1) 映像作品について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求などの主張ないし請求があった場合、応募者の責任と負担で解決するものとし、名古屋市は一切の責任を負いません。
- (2) 採否に関わらず、応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。なお、使用楽曲の著作権対応等も各自で適切に行ってください。
- (3) 動画共有サービス「YouTube」のコミュニティガイドラインを順守してください。
- (4) 提出書類等については、一切返却いたしません。
- (5) 助成金の交付後に、虚偽の申告など交付要綱、募集案内及び本応募規約の規定に違反していることが判明した場合は、助成金について返還していただくことがあります。
- (6) 応募後、連絡先や住所等を変更した場合は、速やかにご連絡ください。
- (7) 転居等により連絡先が不明の場合は、採択を取り消す場合があります。
- (8) 審査結果内容等に関するお問い合わせには応じられません。